

栄養成分表示セルフチェックシート

商品名 _____

次の各項目(□)について、表示ができていないか、チェック「✓」を入れてみてください。

※「p○」は、消費者庁作成「〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」の該当ページを記載しています。チェックシート利用時にはこちらをご参照ください。

- 「栄養成分表示」と表示できているか p22
- 食品単位(100g、100ml、1食分(量を併記)、その他の1単位のいずれか)が表示できているか p22
- 熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量が表示できているか
※順番もこのとおり p22
- ナトリウム量(mg)を、食塩相当量(g)に換算して表示できているか p22
《換算式》 ナトリウム(mg)×2.54÷1000=食塩相当量(g)
- 食塩相当量(g)の表示値は、小数第1位まで表示できているか
※注意:食品 100g 当たりのナトリウム量が 5mg 以上の場合は、有効数字1桁以上の表示が必要 p26
- 栄養成分の単位は正確に表示できているか p22、p45~47
- 合理的な推定により得られた表示値であることを表す場合、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のいずれかを含む文言が表示できているか p35
- 文字の大きさは、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント(約 2.8 mm)以上であるか
※表示可能面積が 150 ㎡以下の場合は 5.5 ポイント以上 p30

- その他、表示方法の詳細について p22~31 (参考)食品表示基準 別記様式2
- 食品表示基準に規定される栄養成分及び熱量 (食品表示基準別表第9) p2、p45~47
- 加工食品・生鮮食品・添加物における栄養成分表示の規定 p3~9
- 栄養成分表示を省略できる場合又は要さない場合について p4~6
- 栄養強調表示をする場合の表示方法、基準 (食品表示基準別表第12及び13) p10~16、p51、52

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

※本チェックシートは、栄養成分表示すべてのルールを網羅しているものではありません。

ガイドラインに記載されているその他の内容、法令等も併せてご確認ください。

※食品の表示作成に際しては、別紙「食品表示セルフチェックシート」もご活用ください。

食品表示に関する責任は事業者の皆様にあることをご理解の上、表示を作成してください。

栄養表示相談窓口

《安全衛生課》 ☎088-621-2110 (徳島市万代町1-1)

《地域の相談場所》

徳島保健所 ☎088-602-8904

美波保健所

☎0884-74-7374

吉野川保健所 ☎0883-36-9017

美馬保健所

☎0883-52-1016

阿南保健所 ☎0884-28-9874

三好保健所

☎0883-72-1123